令和3年9月13日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可 (令和3年9月13日 諮問第19号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、砂川係長)

電話:03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局局放送政策課

(植村課長補佐、白勢係長)

電話:03-5253-5777

日本放送協会放送受信規約の変更の認可

1 諮問の概要

日本放送協会(以下「協会」という。)から、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 64 条第 3 項の規定に基づき日本放送協会放送受信規約(以下「受信規約」という。)の変更の認可申請があった。

なお、この認可申請は、NHK受信料制度等検討委員会の答申(令和3年8月5日)の結果を踏まえて行われたものである。

※ 経営委員会が受信規約の変更の議決に当たり実施する、国民・視聴者からの意見募集手続については、放送法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号)附則第 3 項に規定する特例により、実施されなかった。

受信規約第12条の2において、「放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない」と規定されているところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、令和2年4月から令和3年9月までの間の受信料については、同条の規定にかかわらず、支払いを延滞した場合であっても、延滞利息を発生させないこととするとともに、同期間は、同条に定める「3期分以上」に通算しないこととする措置が講じられている。

今般の受信規約の変更の認可申請は、今もなお受信料の支払いが困難な受信契約者が発生していることから、この措置の期間を、 令和4年3月まで延長しようとするものである。

2 改正又は変更概要

- 1)変更しようとする契約条項 新旧対照表のとおり
- 2)変更しようとする理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、総務大臣の認可(令和2年5月8日付け)を得て、令和2年4月から令和3年3月までの間の放送受信料について支払いを猶予する措置を講じていたところ、総務大臣の認可(令和3年3月10日付け)を得て、当該措置の対象とする期間を令和3年9月まで延長した。本件変更は、今もなお受信料の支払いが困難な受信契約者が発生しているため、当該措置の対象とする期間を再度延長して、令和2年4月から令和4年3月までの間の放送受信料については、延滞利息を発生させないこととし、また、延滞利息の発生要件である「放送受信料の支払いを3期分以上延滞したとき」の期間に通算しないとするため、協会の放送受信規約について規定の整備を行うものである。

3)事業収支に及ぼす影響

今回の契約条項の変更に伴う支払猶予は時限的な措置であり、協会の今後の事業運営に影響を及ぼすものではないと考えている。

3 施行期日

令和3年10月1日から施行する。

4 審査の結果

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、協会において実施する延滞利息に係る特例措置の期間を延長するものであり、 現下の新型コロナウイルス感染症の状況、及び受信料の支払いが困難な受信契約者の発生の状況に鑑みて、妥当なものである。また、 今回の契約条項の変更により現在の特例措置の内容が変更されるものではなく、協会の事業運営に影響を及ぼさない範囲で行われる ことから、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

(______部分は、変更部分)

	(
変更案	現行
付則	付 則
(施行期日)	(施行期日)
1 この規約は、令和3年 <u>10</u> 月1日から施行す	1 この規約は、令和3年 <u>4</u> 月1日から施行する。
る。	
(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延	(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延
滞利息に関する措置)	滞利息に関する措置)
10 第12条の2の規定にかかわらず、令和2	10 第12条の2の規定にかかわらず、令和2
年4月から <u>令和4年3月</u> までの間の放送受信	年4月から <u>令和3年9月</u> までの間の放送受信料
料については、支払いを延滞した場合であって	については、支払いを延滞した場合であっても、
も、同条に定める延滞利息は発生しない。また、	同条に定める延滞利息は発生しない。また、当
当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に	該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算
通算しない。	しない。